

令和5年度 臨時沖縄県内水面漁場管理委員会議事録

日時 令和5年12月28日(木)
午後14時00分～14時20分
場所 Web開催

出席者

委員 3名
(WEB)

立原 一憲会長 宮良 工委員 古谷千佳子委員

(書面同意)

金城 政達委員 伊波 實委員 山川 彩子委員
仲村 直委員 津波古優子委員

事務局職員 1名

秋田 雄一(主任書記)

○事務局(秋田) お待たせして、どうもすみません。

山川委員と今連絡が取れたんですけれども、ご帰省されていてご自宅から参加の予定なんですけれども、Zoomに入るのを試みているようなんですけれども、つながりにくいということで、このまま進めさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまより令和5年度臨時内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日の出席状況ですが、事前に伊波委員と金城委員は、書面にて本日の議案を確認いただき、合意をいただいております。それから、津波古委員については、本日も都合が悪いということで欠席の連絡をいただいております。仲村委員もご参加いただくということですが、ちょっとまだつながらなくて、現在、宮良委員と古谷委員、立原会長と私の4名で進行させていただいております。

委員定数8名に対して、書面での委任2名を含め5名の出席をいただいております。漁業法第145条第1項の準用基準である第173条第1項による規定を満たしておりますので、本日の委員会は成立しております。

本日は、ウェブでの会議となっております。ウェブ参加の方は、発言をされる際にマイクをオン、それ以外ではオフでお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、沖縄県内水面漁場管理委員会運営等規程第6条により、会議の議長は会長が当たると規定されておりますので、以後の会議の進行を立原会長、よろしくお願いいたします。

○立原議長 皆さんこんにちは。

急に仕事納めの日に会議ということで、皆さんどうもありがとうございます。

今日の議事録の署名人ですけれども、現在、ウェブで参加されているのが古谷委員と宮良委員ですので、そのお二方に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【第1号議案 リュウキュウアユの採捕承認申請について】

○立原議長 それでは、議事に移りたいと思います。

最初の議事ですけれども、承認申請のほうを事務局のほうから説明お願いいたします。

○事務局（秋田） よろしく申し上げます。

今共有している画面は、皆様ご覧いただけていますでしょうか。

第1号議案 リュウキュウアユの採捕承認申請について。

リュウキュウアユの採捕に係る沖縄県内水面漁場管理委員会指示4第1号の第4に基づく採捕承認申請が1件ありますので、内容をご審議願います。

今回申請があったのは、株式会社沖縄環境保全研究所からで、東村における生物調査による混獲に備えた承認申請となっております。

こちらは、前回の委員会も含め、これまで申請があった一覧となっております。今年度は新規に1から5までの承認をしております。

そして、こちらの4ページ目以降が今回の議案ですね、承認証の案となっております。

承認する内容としては、採捕の目的が河川生物調査、混獲の可能性に備えたもの。採捕する尾数は、混獲への対応ですので基本的には予定なし。

採捕期間は、令和6年1月4日、年明けすぐから3月15日までとなっております。

採捕場所は、東村の古島川、使用する漁具、漁法はサーバーネットとなっております。

制限または条件として、リュウキュウアユが採捕された場合は、必要な記録を取り、再放流を行うこととしております。

従事する方は、申請者の吉本さんはじめ、8名の方となっております。

そして、こちらが実施計画書となっております。こちらの環境保全研究所さんが受託した赤土等流出防止対策検証事業委託業務の中で、東村の河川における生物相の調査を行うものです。

調査対象種としては、ヨシノボリやリュウキュウアユといった魚類のほかに、モクズガニなどの甲殻類、カワナナ等の貝類及び水生昆虫などとなっております。

採捕場所は、東村古島川となっております、次のページに地図が載っております。

こちらの地図の赤丸で囲った場所が古島川における採捕予定地点となっております。

補足になるんですが、こちらの東村の種苗管理センター、サトウキビの種苗を供給しているところなんですけれども、こちらから結構赤土の流出があるということです。東村はパインの生産も盛んなのですが、赤土の流出も流域で問題になっておりますので、こちらでの調査が行われることになったようです。

調査の内容です。リュウキュウアユについては、基本的に目視で観察した際に、発見されれば記録を取るということで、タモ網は採捕予定の漁具には入っていませんが、仮に混獲されてしまった場合は、直ちに放流するとのことです。

混獲の可能性が最も高いのはサーバーネットということで、このように設置して定量的に採捕するものですが、ここにリュウキュウアユをはじめ魚類が入ってしまった場合には、目視で種類を同定した後、放流するというふうに説明いただいております。

サーバーネットの仕様は、口径が25センチ×25センチ、目合いが0.5ミリのものとなっております。

それ以外には標本の管理として、採捕された生物の同定について、現地での同定を基本にして、持ち帰るものについては、実験室で詳細な同定を行うということでした。

先ほど説明したように、採捕予定期間は年明けの1月4日から3月15日、予想される採捕の対象種としては、このようなものとなっております。

申請内容の説明は以上になります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○立原議長 どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明に関して、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

私のほうから一つ説明すると、例えば古島川自体は、アユは今まで見つかっていないので、まず採れないと思うんですけども、一つ懸念することがあるとすると、もしアユがいた場合に、この時期ですから採れるのは親ではなくて、流下仔魚だと思うんですよ。

サーバーネットで流下仔魚が採れた場合には、恐らくそれをその場で選別してということはちょっと難しいと思いますので、今回は古島川でするので、そのまま申請の許可をしていいと思うんですけども、これがもしアユがいる可能性のある河川で、同じような調査が来たときには、ちょっとこの計画書だとちょっと無理があるのかなという気がしますから、今後似たような調査がアユがいる可能性のある川で出てきたときには、ちょっと注意しなくちゃいけないかなという申請内容になっています。

それだけ、大丈夫でしょうけれども、業者のほうに言っておいたほうがいいかもしれませんね。

○事務局（秋田） 承知しました。

採れてしまった場合、サーバーネットに入るような仔魚の場合は、採れたらもう死んでしまうということですか。

○立原議長 いや、そうじゃなくて、サーバーネットというのは、そもそも水生昆虫を採るものなので、それを多分そのまま固定するんじゃないかなと思うんでね。だからその中にアユの子供がいるかないかは、固定してみないと分からないじゃないかと思います。

○事務局（秋田） 一応サーバーネットで採捕された場合については、ここに「なお、リュウキュウアユについては、サーバーネットで採捕された場合は直ちに再放流する」とあるんですが、ちょっと私も使ったことがないので分からないんですけども、このネットに入ったものを外観からやっぱり魚が入っているというのは、なかなか判断しづらいものなんですかね。

○立原議長 下の受けのところに、黒いバックにしてライトで照らしてあげると分かるんですけども、なかなか現実的ではないですよ、再放流するということが自体が。

○事務局（秋田） なるほど。流下仔魚のサイズだったら、見つけにくいという。

○宮良委員 あの、雑物とかみんな一緒に入っちゃうので、その場でソーティングはざっくりはやりですけども、ほぼ瓶に詰めてホルマリ

ン漬けにしてしまうので、こういう仔魚の場合は採れるでしょうけれども、仔魚なんかは絶対見えないんで多分この行為は無理なんじゃないかなというのが先生のお考えです。

○事務局（秋田） 分かりました。

では、その点、業者には伝えておきます。

今回の申請に関しては、一応手続上、混獲に備えたものということですからけれども、可能性があるような海域や水域で調査する際には、そのような点を考慮するようにということで伝えておきたいと思います。

○立原議長 はい、お願いします。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

○立原議長 そのほか何かご意見ありますでしょうか。

（「すみません」という声あり）

○立原議長 どうぞ。

○宮良委員 意見ではないんですが、多分このようなケースが出てくると思うんです。今後やっぱりそのための方針というのをちゃんと持っておかないと、同じことを繰り返すだけのような気がするので、この時期にサーバーネットを使う場合には、どうするのだとか何かそこら辺の指針が必要かなと思います。

以上です。

○立原議長 今までもこういう形の流下ネットと、それからサーバーネットを冬にやるという事例はあって、その場合には、固定した後、いたかいなかったかを報告するという形で処理していたような気がしますけれども、むしろ再放流するというのは初めて聞いた事例だったので、むしろこんなに注意要らないのかなという気がしました。

○宮良委員 はい、分かりました。

○立原議長 そのほか何かありませんでしょうか。

○事務局（秋田） ごめんなさい。今の話なんですが、サーバーネットでの採捕に関しては、もう放流は基本的に難しいので、ある程度割り切って、いた場合には記録を取る。固定して記録を取るという整理でよろしいのでしょうか。

○立原議長 親が入った場合にはこれでいいんですけれども、サーバーネットで親が入るとするのは、なかなか考えにくいんですね。水生昆虫を採るときには、サーバーネットの直上だけをがさがさとやって採るので、放置したりするものではないので。

ですから、その上、サーバーネットの口の上方 50 センチぐらいのところのものを採るというネットになると思うので、そこでアユがいるかい

ないかは、その場所で分かるので親はなかなか入らないんだと思います。

○宮良委員 あ、例えば下流へ向けて、口を下流に向けて採取するとかすれば、そんなには入らないんじゃないかなという気はします。サーブネットを下流向きに使えばというのは駄目ですかね。

○立原議長 ただ、それだと水生昆虫も入らないですよ。

○宮良委員 あ、一応水生昆虫は足でかき集めて、がっとう入れてしまうんで、だから流れちゃうやつもいますけれども、とは思いますが。

○立原議長 普通の方法で採ってもらって、ここは大丈夫だと思いますから、仔魚が入ったときだけ報告するというだけでいいんじゃないですか。

○事務局（秋田） 承知しました。

○立原議長 そのほか何かございませんか。

なければ、この申請に関しては承認ということによろしいでしょうか。

（「はい」という声多数）

○立原議長 それでは、そのように処理したいと思います。

議題はこれだけです。

○事務局（秋田） はい、そうです。

○立原議長 そうであれば、附帯決議として、本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというようにしたいと思います。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

○事務局（秋田） 立原会長、どうもありがとうございました。

このたびは事務局の不手際で、年末のお忙しいところ、皆さんにはご迷惑をおかけしました。

今年の委員会はこれで終了になりますが、翌年2月ですね、今年度最後の委員会を予定しておりますので、そこでは、前回の委員会で検討しました県の条例でアユを保護していくという方向性について、もう少し込み入った検討というか、議論ができればというふうに考えております。

それに向けて事務局のほうでは準備を進めてまいりますので、また次回もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○立原議長 お疲れさまでした。

○宮良委員 お疲れさまでした。

○事務局（秋田） 失礼します。

○立原議長 いいですか。世界自然遺産の会議で沖縄へ25日に行っていたんだけど、そのときに自然保護課の人たちが来ていて、そこで

もリュウキュウアユの話はちょっとしていたので、次のときにはそういうことも含めて話をしたいと思います。

○事務局（秋田） 分かりました。

自然保護課のほうとも、またこちらで事務局のほうで話は進めていきたいと思います。

○立原議長 お願いします。

○事務局（秋田） どうぞよろしく願いいたします。

○立原議長 よろしくをお願いします。

じゃ、皆さん、よいお年をお迎えください。

○事務局（秋田） よいお年をお迎えください。

○宮良委員 失礼します。

○事務局（秋田） 失礼します。

令和5年12月28日

議長

議事録署名人

議事録署名人